

○ 宗像市卓球協会会員登録規程

平成19年3月19日
規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、宗像市卓球協会規約（以下、「本規約」という。）第7条第2項の規定に基づき、会員登録の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第3条 宗像市卓球協会（以下、「本協会」という。）の会員登録者は、本規約第6条に規定する、一般会員又は中学会員とする。

(会員種別)

第4条 本協会の会員は次の各号に種別し区分する。

- (1) 年齢を制限しない一般社会人、及び次号に該当しない学生を一般会員とする。
- (2) 義務教育を受けているものを中学会員とする。

(参加資格)

第5条 第4条に登録した会員は、本協会が行なう事業に参加することができる。

(登録料)

第7条 会員登録料は、各年度に1回原則として事務局に納入するものとし、事務局が定める期日までに手続きを完了しなければならない。

2 事務局が定める期日は、最初の大会の申込み締切日を超えてはならない。

3 登録料は、別表1に定めるものとし、登録の手続きについては事務局所定の様式により申請するものとする。

(登録取消)

第8条 本規約第9条に該当するものは、登録を取り消す。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

事務局が定める期日まで	500円
上記以降	1,000円